

登録基準

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

<p>業務の内容</p>	<p>建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業</p>
<p>全事業に共通な登録基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具類は原則として、各営業所に常備されていること。 ・機械器具類は原則として所有しているものであること。但し、長期的恒常的に占有し、自由に使用できると認められるものはこの限りでない。 ・同一の者をもって、2以上の営業所又は2以上の事業の監督者とする事はできない。 ・同一営業所において2以上の事業の登録を受ける場合、同一の機械器具、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件とする事はできない。
<p>物的要件 (省令第29条)</p>	<p>(機械器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器、噴霧機及び散粉機、真空掃除機、防毒マスク及び消火器 <p>(保管庫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。 2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 3) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。 4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。 5) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 6) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。 <p>*保管庫を自動車にする場合</p> <p>原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 上記1)から4)までに掲げる要件を満たしていること。 2) 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。 5) 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。 <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管庫：平成14年3月26日健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知

<p>人的要件 (省令第29条)</p>	<p>・ねずみ昆虫等防除清掃作業監督者 ①厚生労働大臣の登録を受けた者が行う防除作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者(講習課程修了後6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。) ② ①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 (保健所に相談してもらう)</p> <p>・従事者 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。</p> <p>・実施主体:事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。</p> <p>・研修内容:ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。</p> <p>・指導者の要件:研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。</p> <p>・研修の頻度:ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが1年に1回以上受講できるものであること。(回数を分けて実施してもよい)</p>	<p>左記監督者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。 ① 厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年) ② ①と同等以上の知識及び技能を有することを証する書面 (現在、同等と見なされる技能は無い)</p> <p>(よって) ①が適</p>
<p>提出書類</p>	<p>①登録申請書(細則第3号様式) ②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真 ③機械器具及び薬剤の保管庫の設置場所を示す図面並びに構造及び機械器具及び薬剤の保管状態を明らかにする図面 ④防除作業監督者の氏名を記載した書面(様式6)及びその者が資格者であることを証する書類 ⑤従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式7) ⑥防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面(様式8-7) ⑦営業所の案内図及び配置平面図 ⑧営利法人以外の法人、協同組合等にあつては、定款又は寄付行為の写し ⑨登録手数料(35,000円分の山梨県収入証紙)</p>	

<p>参考</p>	<p>平成14年3月26日付け健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知 第3の2 (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業について ア 建築物ねずみ昆虫等防除業者が行う防除の対象となる「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない。</p> <p>○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 (人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物) 第23条 法第12条の2第1項第7号の厚生労働省令で定める動物は、第4条の4に規定する動物とする。</p> <p>○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (登録) 第12条の2 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>7 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業</p> <p>○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条の4 令第二条第三号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)とする。</p>
-----------	---

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

登録申請書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 登録区分
- 2 営業所の所在地及び名称
- 3 営業所の責任者の氏名
- 4 事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)

様式5

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	性 能	所有・借入の別	購入年月日

様式6

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫防除作業監督者、環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入する。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

様式7

研修実施状況(計画) (年 月 日～ 年 月 日)

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従事員数	参加従事員数

注1:新規登録申請の場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画を記載してください。

注2:再登録申請の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画を記載してください。

作業実施方法等

年 月 日現在

作業班 (注1の編成)		作業班	監督者等	使用する機械器具	
作業手順 (注1)	(作業工程 注2)				
	使用する薬剤種類				
	薬剤の保管方法				
	機械器具等の点検方法				

(裏面)
作 業 実 施 方 法 等

作業手順 (注1)	保管庫の 管理者の 氏名	
	作業報告作 成の手順	
(注1) 業務を委託する際の手 順及び委託した業務の 実施状況の把握方法		
	苦情及び緊急の連絡 に対する体制(注1)	

(注1) 記載しきれない場合は、別紙により記載すること。

(注2) 事前調査及び事後調査の方法に関する事項も記載すること。